

# 産業廃棄物処理施設維持管理記録

2019年 12月度

(対象期間 2019年12月1日 ~ 2019年12月31日)

## バイオマス焼却設備(利根川事業所)

### ①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種類	数量(トン/月)
汚泥	2,340.5
廃プラスチック類	3.0
紙くず	4.8
木くず	9.3
廃油	0.8
合計	2,358.4

### ②. ばいじんの除去を行った年月日

2019年8月22日	
2019年12月30日	

### ③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	焼却炉煙突		
(2)排ガスを採取した年月日	2019年11月29日 2019年5月23日		
(3)測定の結果の得られた年月日	2019年12月23日 2019年6月19日		
(4)測定の結果			
項目	測定結果(単位)	基準値 <sup>※2,3</sup>	
硫黄酸化物	0.02 (m <sup>3</sup> /h)	39.5	大防法
ばいじん	0.017 (g/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.04	大防法
塩化水素	4 (mg/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	700	大防法
窒素酸化物	140 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> (ppm)) <sup>※1</sup>	250	大防法
ダイオキシン類	0 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.1	特措法

※1: 酸素12%換算値

※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法

※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量

## バイオマス焼却発電施設(八潮工場)

### ①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種類	数量(トン/月)
汚泥	3,236.9
廃プラスチック類	8.4
紙くず	0.7
木くず	21.7
廃油	
合計	3,267.7

### ②. ばいじんの除去を行った年月日

2019年8月13~16日	

### ③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	焼却炉煙突		
(2)排ガスを採取した年月日	2019年11月22日 2019年10月9日		
(3)測定の結果の得られた年月日	2019年12月4日 2019年10月31日		
(4)測定の結果			
項目	測定結果(単位)	基準値 <sup>※2,3</sup>	
硫黄酸化物	0.03 (m <sup>3</sup> /h)	4.8	大防法
ばいじん	0.001 (g/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.04	大防法
塩化水素	2 (mg/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	200	条例
窒素酸化物	100 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> (ppm)) <sup>※1</sup>	180	条例
ダイオキシン類	0.0061 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.1	特措法

※1: 酸素12%換算値

※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法

※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量

## 産業廃棄物焼却設備(尼崎工場)

### ①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種類	数量(トン/月)
汚泥	1,140.0
廃プラスチック類	154.7
紙くず	
木くず	
廃油	
合計	1,294.7

### ②. ばいじんの除去を行った年月日

2019年5月1日	
2019年8月14日	
2019年12月30日	

### ③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	排気筒		
(2)排ガスを採取した年月日	2019年9月11日 2019年6月10日		
(3)測定の結果の得られた年月日	2019年9月26日 2019年7月8日		
(4)測定の結果			
項目	測定結果(単位)	基準値 <sup>※2,3</sup>	
硫黄酸化物	<0.01 (m <sup>3</sup> /h)	1.39	大防法
ばいじん	0.007 (g/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.15	大防法
塩化水素	<4 (mg/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	700	大防法
窒素酸化物	100 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> (ppm)) <sup>※1</sup>	250	大防法
ダイオキシン類	0.23 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	5	特措法

※1: 酸素12%換算値

※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法

※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量